

公益社団法人 日本臨床細胞学会 教育研修施設認定に関する施行細則

(目的)

第1条 公益社団法人日本臨床細胞学会は、臨床細胞学に関する十分な専門的知識と技量を有する医師を育成し、本法人の定めた細胞診専門医教育研修要綱等に則った教育研修を行うための施設を選定し認定する制度（「公益社団法人日本臨床細胞学会教育研修施設認定制度」）を設ける。本制度は、定款細則第11条による細胞診専門医資格認定試験を施行するに当たり、受験資格の要項である細胞診断学の研修を受けるにふさわしい施設を認定することを目的とする。

(認定の基準)

第2条 認定を受けようとする施設は、以下の基準を満たさねばならない。

1. 「本法人施設認定制度」による認定施設であること。
2. 本法人が認定する細胞診専門医が1人以上常勤していること。
3. 本法人が認定する細胞検査士が1人以上常勤していること。
4. 教育研修に当たり本法人が認定する細胞検査士の協力が得られる体制であること。
5. 教育研修に当たり日本病理学会が認定する病理専門医の協力が得られる体制であること。
6. 細胞診専門医教育研修要綱に則り、各臓器にわたり十分な細胞診断経験を得るに必要な数の細胞標本があること。
7. 教育研修施設としての具体的なカリキュラムが整備されていること。
8. 教育行事の開催及び研究発表がなされていること。
9. 施設の業績集あるいは年報等が発刊されていること。

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする施設は、次の各号に定める登録申請書類を施設長から本法人理事長に提出する。

1. 教育研修施設認定申請書
2. 施設内容説明書
3. 細胞診専門医勤務証明書
4. 細胞検査士勤務証明書
5. 細胞診断件数等報告書
6. 専門医教育カリキュラム計画書
7. 業績集あるいは年報等
8. 細胞診専門医等の履歴書

(認定証の交付)

第4条 教育研修施設の認定を受けた施設には認定証を交付する。

(認定施設の公表)

第5条 教育研修施設の認定を受けた施設及び更新を認められた施設名は、日本臨床細胞学会雑誌あるいはホームページに掲載して公表する。

(認定の期限)

第6条 教育研修施設の認定期限は5年とし、引き続き認定施設であることを希望するものについては、その都度審査を経て更新する。

(認定の取消し)

第7条 教育研修施設の認定期間内であっても、認定基準を満たしていないことが明らかになった場合には認定を取り消すことがある。また、認定基準を満たさなくなった場合には速やかに届け出て、認定を辞退しなければならない。

(年報の提出)

第8条 教育研修認定施設は、定められた様式をもって臨床細胞学に関する実績及び教育研修実施内容を本法人に報告しなければならない。

(認定の実務)

第9条 日本臨床細胞学会細胞診専門医委員会内の施設認定制度委員会において、申請の受理・審査・認定証の発行・年報の掌握・更新等に関する実務を行い、理事会に報告する。

(施行細則の変更)

第10条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。
3. 平成 28 年 4 月 30 日に一部改定し、認定期間に関しては、平成 28 年度認定および更新施設より施行する。
4. 2017 年 3 月 11 日 一部改訂施行。

公益社団法人 日本臨床細胞学会 教育研修指導医認定並びに資格更新に関する施行細則

(教育研修指導医)

第 1 条 教育研修指導医は、細胞診実施施設に勤務し、本法人の定めた細胞診専門医教育研修要綱に則った研修カリキュラムの指導が可能な細胞診専門医とする。

第 2 条 教育研修認定施設に常勤する教育研修指導医の中から指導責任者を 1 名置く。

第 3 条 教育研修指導責任者は、本法人の定めた細胞診専門医教育研修要綱に則って専攻医の教育を行い、研修手帳に定める目標への到達度を最終評価し、研修修了証明書を作成する。

第 4 条 教育研修指導医の資格は 5 年ごとに更新するものとする。

(教育研修指導医の認定)

第 5 条 教育研修指導医認定審査希望者は、次の各号に掲げる書類を日本臨床細胞学会細胞診専門医委員会に提出する。申請資格については、専門医委員会の内規に定める。

1. 教育研修指導医認定申請書。
2. 履歴書。
3. 教育研修指導医講習会受講記録。

(教育研修指導医の更新)

第 6 条 教育研修指導医資格更新希望者は、次の各号に掲げる書類を日本臨床細胞学会細胞診専門医委員会に提出する。更新資格については、専門医委員会の内規に定める。

1. 教育研修指導医更新申請書。
2. 履歴書。
3. 教育研修指導医講習会受講記録。

(教育研修指導医資格の喪失)

第 7 条 教育研修指導医は、次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

1. 日本臨床細胞学会の細胞診専門医でなくなった場合。
2. 更新時に更新資格要件を満たさなかった場合。
3. 教育研修指導医として著しく不適格と判断された場合。

(認定並びに資格更新の実務)

第 8 条 日本臨床細胞学会細胞診専門医委員会において、申請の受理・審査・認定証の発行・更新等に関する実務を行い、理事会に報告する。

(施行細則の変更)

第 9 条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
2. 平成 28 年 3 月 19 日 一部改定施行。
3. 2017 年 3 月 11 日 一部改訂施行。